

第28回総会議事録

(令和4年10月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第28回総会 議事録	
日 時	令和4年10月25日(火曜日) 14時00分～16時15分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 25名 (農業委員14名・農地利用最適化推進委員11名) 欠席農業委員数 0名(別添出欠状況表のとおり)
開催形態	公開(傍聴者 0名)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第10号議案 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>令和4年度農振農用地一筆調査の結果及び確認依頼について(農外利用)</p> <p>令和4年度農地法第32条(利用意向調査)対象候補地の現地確認について</p>

<p>審議結果</p>	<p>第1号議案 11号 許可 12号 許可 第2号議案 6号 許可相当 第3号議案 9号 許可相当 10号 許可相当 第4号議案 18号 承認 19号 承認 20号 承認 第5号議案 9号 承認 10号 承認 第6号議案 42号 承認 43号 承認 44号 承認 45号 承認 46号 承認 47号 承認 48号 承認 49号 承認 50号 承認 51号 承認 52号 承認 第7号議案 戸14-07 承認 第8号議案 13号 承認 第9号議案 6号 承認 第10号議案 承認</p>
<p>議 事</p>	
<p>事務局</p>	<p>(開会 午後2時00分) 農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。 出席委員数報告。</p>

議長	<p>第 28 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 25 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 28 回総会を開会いたします。議事録署名人は、安西八幸委員と高橋孝至委員にお願いします。</p> <p>それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<第 1 号議案第 11 号を朗読>
矢島委員	議案の詳細については内田推進委員から説明します。
内田推進委員	環状 4 号線神奈中車庫前交差点から北西に約 150m の調整白地 1 筆です。譲受人が土地を購入し、耕作をするものです。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 1 号議案第 11 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案第 11 号については、許可と決定します。
議長	次に第 1 号議案第 12 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 1 号議案第 12 号を朗読>
白居委員	日限山中学校から東に約 450m の調整白地 1 筆です。譲受人が土地を賃借し、特別養護老人ホームの事業として福祉目的で果樹・野菜等を栽培するものです。御審議をお願いします。
奥村委員	この特別養護老人ホームが手元の地図上に載っていないように見受けられるのですが、距離は離れているのでしょうか。
事務局	こちらの地図ですが、古い地図のためここには掲載されていませんが、徒歩 1 分の真横に建設されています。そのため、施設入居者の方も通いやすいかと考えています。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 1 号議案 12 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案第 12 号については、許可と決定します。
議長	次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 2 号議案第 6 号を朗読>
	立地基準については、第 2 種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

矢島委員

県立金井高校から西へ約 50mの調整白地 3 筆です。所有者が駐車場に整備し、近隣商業施設の従業員用として貸し出すものです。

借受予定者は、関西地方を中心に卸小売業を営んでおり、今回、申請地の近隣で新規店舗を開店したことで、従業員用駐車場が必要となりました。

申請地は、従業員用駐車場として 20 台分の駐車スペースを確保しますが、これは必要最低限の面積となっています。

また、申請者の所有地は他にないため、代替性はありません。借受予定者としても営業店舗の近隣であることと、少なくとも 20 台の駐車スペースを確保することができる土地が他にないため、代替性はないと考えます。

申請地の北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は畑です。東側境界には既存フェンスを利用し、その他には、新たに独立基礎のフェンスを設置します。北側は宅地の既存壁を利用し、西側及び南側は、C B を 2 段積み、高さ 80 c m のフェンスを設置します。

場内は、入口のみアスファルト舗装、その他は全面砂利敷きで転圧をし、既存の排水用埋設管とあわせて、場内自然浸透で雨水を処理します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 2 号議案第 6 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 2 号議案第 6 号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 3 号議案第 9 号を朗読>

立地基準については、第 3 種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。令和 4 年 8 月 24 日付で雨水浸透阻害行為の許可を受けています。

安西健一委員

下和泉交差点から南に約 300mの農振白地 2 筆です。譲受人が土地を購入し、駐車場に整備するものです。

譲受人は神奈川県を含む一都三県を中心に解体業を行っています。事業拡大に対応するため、本社敷地のほかに近隣の月極駐車場や資材置場を賃貸していますが、解体工事に使用する工事車両を駐車するスペースが不足しており、本社敷地の利用に支障をきたしています。本件の転用により、駐車スペースの拡大と、賃貸している駐車場と資材置場を集約することを目的としています。申請地は車両 47 台と資材を置くのに必要最低限の面積となっています。

申請地の北側、東側は宅地、西側は既存の資材置場、南側は道路です。周囲は西側資材置場の鋼板を一部撤去し入口を作り、他方は B 型バリケー

ドを設置します。

場内はアスファルト舗装、及び砂利敷とし、雨水は新設浸透施設と併せて自然浸透で処理します。周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。

奥村委員

B型バリケードは上部がメッシュで下側だけが鉄板になっているので、排気ガス等は防げそうにないのですが、周辺の方は了解しているのでしょうか。

事務局

周辺の方に被害防除については説明済みです。既存の敷地が3mを超えるような鋼板で囲まれていまして、元々は鋼板にする予定だったそうです。しかし、そうすると近隣との境界ギリギリに建つことになってしまうので、排気ガスよりも日当たりがなくなってしまうという問題があり、鋼板よりB型バリケードの方が適していると判断したと聞いております。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第9号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第9号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第3号議案第10号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第10号を朗読>

立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、横浜市補助及び残高証明により資力があることを確認しています。令和4年9月13日付で雨水浸透阻害行為の許可を受けており、令和4年10月5日に開発行為許可を申請済みです。

青木委員

議案の詳細については金子推進委員から説明します。

金子推進委員

瀬谷さくら小学校から南東に約230mの農振白地2筆の各一部です。譲受人が申請地を賃借し、特別養護老人ホームを建設するものです。

譲受人は静岡県を中心に福祉施設の運営を行っており、横浜市の令和4-5年度整備事業に申請し、令和3年3月に整備に伴う補助金の交付先に選定されました。

神奈川県内の他の運営施設と事業連携が図れることなどから申請地を計画地としています。

申請地は定員160床の施設に必要な最低限の面積となっています。

申請地の東側、西側及び南側は道路、北側は畑です。南側及び北側の境界はコンクリートブロック2段積み及びフェンスで囲み、それ以外は地先ブロックを設置します。

場内は緑地及びアスファルト敷きとし、雨水は自然浸透とあわせ、新設するU字溝及び調整池等にて処理、汚水は西側の汚水管に接続して処理します。周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。

安西健一委員	残っている三角地の農地について、そこから何mくらい離れたところに建物が建ち、何階建てなのか教えてください。
事務局	建物自体は5階建てですが、一番建物が高くなる部分が南東の角のブロックになります。北側の建物高さは3階建てになります。つながっているのですが、北側3階、南の東側5階、南の西側が3階という造りになっています。一番日照の影響が出るのは南東からの影になり、北側の農地への影響は少ないかと思われます。
青木委員	5階建ての建物から、北側の農地の一番南の端まで約30mくらい距離があります。なので日照的には問題ないかと思ひます。
議長	他に御質問はありますか。なければ採決を行います。 第3号議案第10号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第10号については、許可相当と決定します。
議長	次に第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第18号を朗読>
横山委員	泉区役所から北に約250mの農振白地1筆です。昭和42年ごろから住宅敷地として利用しており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありますか。なければ採決を行います。 第4号議案第18号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第18号については、承認と決定します。
議長	次に第4号議案第19号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第19号を朗読>
安西健一委員	環状4号線赤坂橋交差点から北東に約300mの農振白地1筆です。昭和45年ごろから住宅敷地として利用しており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありますか。なければ採決を行います。 第4号議案第19号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第19号については、承認と決定します。
議長	次に第4号議案第20号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 野渡委員	<p><第4号議案第20号を朗読></p> <p>環状4号線赤坂橋交差点から西に約300mの調整白地1筆です。昭和57年ごろから住宅敷地として利用しており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第4号議案第20号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第4号議案第20号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 高橋功委員	<p><第5号議案第9号を朗読></p> <p>上瀬谷小学校から北へ約750mの農用地2筆1団地ほか農用地2筆及び生産緑地4筆の計4団地です。みかん等の果樹及びサツマイモ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。</p>
青木委員 議長	<p>相沢二丁目部分については青木推進委員から説明します。</p> <p>瀬谷町と同じく肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
委員 議長	<p>第5号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第9号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 白居委員 高田推進委員	<p>次に第5号議案第10号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第5号議案第10号を朗読></p> <p>議案の詳細については高田推進委員から説明します。</p> <p>森中学校から北西へ約270mから約320mの生産緑地16筆3団地です。みかんやクリ等の果樹やサツマイモ、ジャガイモ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第5号議案第10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第10号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 北村委員	<p>次に第6号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第6号議案第42号を朗読></p> <p>東俣野第二公園から北西へ約450m、西へ約500mの農用地16筆です。</p>

	サトイモや枝豆等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案第42号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第42号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案第43号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第43号を朗読>
野渡委員	議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
遠藤推進委員	第二和泉原跨線橋交差点から南西へ約350mの農振白地2筆です。ネギやキャベツ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案第43号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第43号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案第44号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第44号を朗読>
矢島委員	議案の詳細については内田推進委員から説明します。
内田推進委員	西本郷中学校から西へ約50mの生産緑地3筆です。トマトや枝豆などの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案第44号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第44号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案第45号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第45号を朗読>
青木委員	議案の詳細については瀬谷区については金子推進委員から、上飯田町については遠藤推進委員から説明します。
金子推進委員	瀬谷さくら小学校から東に約430mの生産緑地4筆1団地ほか生産緑地4筆、農用地2筆及び農振白地1筆計6団地です。サツマイモやサトイモ等の露地野菜及び栗などの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。
遠藤推進委員	同じく肥培管理は良好でした。御審議をお願いします
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。

委員 議長	<p>第6号議案第45号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第6号議案第45号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>ここで、議事参与の制限により、高橋孝至委員はいったん退室をお願いします。</p> <p>(高橋孝至委員 退室)</p>
議長 事務局 安西八幸推進委員	<p>次に第6号議案第46号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第6号議案第46号を朗読></p> <p>秋葉中学校から南東に約50mの生産緑地3筆です。ミョウガなどの露地野菜及び栗、柿などの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第6号議案第46号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第6号議案第46号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>高橋孝至委員の入室をお願いします。</p> <p>(高橋孝至委員 入室)</p>
議長 事務局 安西八幸委員	<p>次に第6号議案第47号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第6号議案第47号を朗読></p> <p>相鉄いずみ野線弥生台駅から東に約610mの調整白地6筆1団地ほか調整白地1筆、農用地1筆及び農振白地4筆合計3団地です。サトイモや白菜などの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。</p>
安西勤推進委員 議長	<p>和泉町については安西勤推進委員から説明します。</p> <p>同じく肥培管理は良好でした。御審議をお願いします</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第6号議案47号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第6号議案第47号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局	<p>次に第6号議案第48号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第6号議案第48号を朗読></p>

矢島委員	飯島中学校から南に約 600mの生産緑地 7筆です。ジャガイモや玉ねぎなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 6 号議案 48 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案第 48 号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に第 6 号議案第 49 を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第 6 号議案第 49 号を朗読>
高橋孝至委員	議案の詳細については田中推進委員から説明します。
田中推進委員	桜堂交差点から南に約 250mの 2 団地、北に約 350mの 2 団地、合計 18 筆です。調整白地及び農用地が混ざっており、梨などの果樹と露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 6 号議案 49 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案第 49 号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に第 6 号議案第 50 を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第 6 号議案第 50 号を朗読>
北村委員	西部水再生センターから北へ約 200mの農用地 3 筆です。水稻を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 6 号議案 50 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案第 50 号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に第 6 号議案第 51 を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第 6 号議案第 51 号を朗読>
安西八幸委員	岡津小学校から南西に約 370mの生産緑地 3 筆 1 団地です。サツマイモやサトイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 6 号議案 51 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第6号議案第51号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案第52を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 青木委員	<p><第6号議案第52号を朗読></p> <p>相鉄本線瀬谷駅から南西に約1kmの生産緑地1筆です。ダイコンやハクサイなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案52号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第52号については、承認と決定します。
議長	次に、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 安西八幸委員	<p><第7号議案 戸14-07を朗読></p> <p>岡津中学校から北西に約180mの調整白地4筆1団地です。ウメやクリなどの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第7号議案戸14-07号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案戸14-07号については、承認と決定します。
議長	次に、第8号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 高橋功委員	<p><第8号議案第13号を朗読></p> <p>瀬谷消防署中瀬谷消防出張所から北西に約250mの農用地1筆です。排水改善のため、最大約2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和4年10月26日から令和5年2月28日を予定しています。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第8号議案13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案第13号については、承認と決定します。
議長	次に、第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 安西八幸委員	<p><第9号議案第6号を朗読> 主たる従事者の死亡によるものです。結婚後施設に入所するまで耕作を続けました。施設に入所後は亡くなるまで長女達に指示を出していました。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第9号議案6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手) 総員挙手と認め、第9号議案第6号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に、第10号議案「農地利用集積計画の決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 農政推進担当	<p>議案の詳細については、南部農政事務所農政推進担当から説明します。 <第10号議案を朗読> 戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で畑11筆・12,778.00㎡、令和4年12月1日始期の利用権設定です。決定してよいか、御審議願います。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第10号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手) 総員挙手と認め、第10号議案については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 議長	<p>次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。 <報告事項第1号から第4号まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。</p>
農政推進担当	<p><令和4年度農振農用地一筆調査の結果及び確認依頼（農外利用）について説明></p>
事務局	<p><令和4年度農地法第32条（利用意向調査）対象候補地の現地確認について説明> <その他情報提供・事務連絡を行う></p>
議長	<p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第28回総会を閉会といたします。 (閉会 午後4時15分)</p>

令和4年10月25日開催 第28回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	議事録署名人
8	高橋 孝 至		出席	議事録署名人
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、小林事務職員、福士技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員、山本(玲)事務職員、山本(優)事務職員
 農政推進担当：佐藤技術職員、畠山技術職員